

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	豊岡河川国道事務所PCB廃棄物処理作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 中川 圭正 兵庫県豊岡市幸町10-3
契約締結日	令和 2年 7月27日
契約の相手方の氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,804,800-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,804,800-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

特例政令等の該当	
該当	
非該当	無し

随意契約理由書

1. 業務名

豊岡河川国道事務所 P C B 廃棄物処理作業

2. 業者名

中間貯蔵・環境安全事業（株）

3. 契約理由

本件は、豊岡河川国道事務所内に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である水銀灯安定器、蛍光灯安定器（以下、「高濃度 P C B 廃棄物」という。）の処理を行うものである。

P C B は人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成 1 3 年 6 月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「P C B 特別措置法」という）」の第 1 0 条にて、『保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。』と記載されている。また、環境省では P C B 特別措置法第 6 条で定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和元年 1 2 月 2 0 日改訂版）」を公表し、この中で『中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事実上我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が業者』としている。

よって現在、高濃度 P C B 廃棄物の処理が可能な者は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。従って、高濃度 P C B 廃棄物の処理作業を行うために当該業者と随意契約を行うものである。

4. 適用法令

会計法第 2 9 条の 3 第 4 項

予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

推薦者 官 職 豊岡河川国道事務所 道路管理課長
氏 名 佐治 嘉朗